

**神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業
市民利用空間の機能・運営等にかかる検討業務
仕様書**

1. 業務の目的

神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業において、行政機能の一部として整備する「市民利用空間」は、周辺エリアを繋ぐ結節点として、多くの市民や来街者が気軽に訪れ、にぎわいや交流を創出する空間として整備・運営していく必要がある。

本業務は、「市民利用空間」が市民や来街者にとって魅力的な空間となるよう、機能や運営等を検討していくにあたり、その支援を行うことを目的とした業務である。

2. 契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

3. 業務内容

(1) 市民利用空間アドバイザー会議の運営支援

有識者や専門家等で構成される「市民利用空間アドバイザー会議」を実施（年 5 回程度）するに際して、市との打ち合わせを踏まえて下記業務を行う。

- ・議題の設定や会議資料等の作成支援
- ・当日のファシリテーション
- ・会議の議事録作成
- ・会議を踏まえた課題の洗い出し、検討の進め方等の提案

※市民利用空間アドバイザー会議の開催に伴う委員報酬や会場使用料等の経費は別途市が負担する

(2) SNS 等を活用した情報発信にかかる支援

市の広報ツール（ホームページ、その他 SNS 等）を活用し、市民利用空間の検討過程等を情報発信するにあたり、効果的な発信を行うための支援（分かりやすい広報に向けたアドバイスやコンテンツ作成等を含む。）を行う。なお、インスタグラムについては、現在運用しているアカウントを活用した情報発信を行う。

(3) 事例調査等及び機能や運営等のあり方整理

市民利用空間の機能や運営等の検討にあたり、類似施設における管理運営の実態・課題等の事例調査を実施するとともに、ヒアリング調査を行う。事例調査やヒアリング調査の結果等を踏まえ、市民利用空間の機能や運営等のあり方を整理する。

- ・事例調査結果及びヒアリング結果報告書
- ・事例調査結果及びヒアリング結果報告書（概要版）

※事例調査結果及びヒアリング結果報告書のうち主要な部分を抜き出して A3 判 1 ～ 3 枚程度に整理したもの

(4) サウンディング型市場調査にかかる基礎資料の準備

今後実施予定のサウンディング型市場調査の実施にあたり、必要となる基礎資料を作成する。主なものは以下のとおり。なお、作成にあたっては、本市の他事例と、国土交通省「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」を参考とすること。

- ・実施要領案

- ・現況等資料
- ・ヒアリングシート様式

(5) 内装工事等にかかる提案・助言

市民利用空間の設計状況を踏まえつつ、今後実施予定の内装工事や什器等の選定に関する提案を行うなど、市民や来街者が『神戸らしさ』を感じることでできる空間となるよう、市に助言を行うこと。

(6) 定期的な市との打ち合わせ

上記(1)～(5)の業務を行うに際して、定期的な市との打ち合わせを行う(月1回程度・オンライン会議可)。ただし、市民利用空間アドバイザー会議の開催にあたり、議題や会議資料等の協議を行う場合については、都心再整備本部内会議室にて対面での打ち合わせを行うものとする。

(7) その他

上記の業務を実施するにあたり、委託業務の範囲において、受託事業者独自の発想で行う取り組みの提案は妨げないものとし、提案があった取り組みについては市と協議・調整のうえ、実施するものとする。

4. 提出書類

- (1) 事例調査結果及びヒアリング結果報告書
- (2) 事例調査結果及びヒアリング結果報告書(概要版)
- (3) 3.(4)に記載しているサウンディング型市場調査の基礎資料
- (4) 業務報告書、その他市が指示するもの

5. その他

(1) 適用法令及び適用基準

本業務の実施にあたっては、業務内容に応じて関連する関係法令、条例、規則要綱、各種基準や指針等について遵守すること。

(2) 守秘義務

本業務の実施に際して収集した情報や作成した資料等の内容について、市の同意なく第三者に提供してはならない。また、業務終了後も引き続き守秘義務を有するものとする。

(3) 資料の貸与及び返還

市から貸与した資料は、委託業務の完了後、直ちに返却すること。

(4) 成果品の取扱い等

本業務により作成された成果物等は原則として電子データにて提出し、著作権は、本市に帰属するものとする。(詳細は別途指示)

(5) 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めがない事項については、市との協議により定めるものとする。